車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第５号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、車涼制限令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年４月４日　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　高松　　勝

１　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道475号	岐阜県山県市大字西深瀬字宮前1434番３から岐阜県本巣市三橋字三本木25番18まで

２　指定する期日　令和７年４月６日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第６号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

令和７年４月４日　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　高松　　勝

１　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路　線　名	区　間
一般国道475号	岐阜県山県市大字西深瀬字宮前1434番３から 岐阜県本巣市三橋字三本木25番18まで

２　指定する期日　令和７年４月６日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年４月４日　東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

１．⑷⑤ハに掲げる表に次のとおり加える。

常磐自動車道の 浪江インターチェンジ	令和７年４月７日から 東日本高速道路株式会社が別に定める日まで

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第１号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年４月４日　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

Ⅰ．長野道・中央道リニューアル工事（岡谷地区）に伴う料金調整の実施について

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和７年４月７日から令和７年８月１日まで及び令和７年８月18日から令和７年11月28日まで。

⑷　対象ＩＣ

・指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
・中央自動車道長野線の岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ	・中央自動車道西宮線の諏訪南ＩＣから伊那ＩＣまでの各ＩＣ、飯田山本ＩＣから中津川ＩＣまでの各ＩＣ